

## 奈良県告示第四百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

### 一 施行者の名称

三宅町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業三宅町流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和十四年三月三十一日まで

#### (一) 収用の部分

なし

#### (二) 使用の部分

昭和五十一年三月奈良県告示第六百四十九号、昭和五十八年一月奈良県告示第五百九十五号、平成元年三月奈良県告示第百二号、平成五年六月奈良県告示第百七十七号、平成七年三月奈良県告示第五百四十四号、平成十三年三月奈良県告示第五百八十六号、平成二十年二月奈良県告示第二百十七号、平成二十三年三月奈良県告示第四百三十号及び平成三十年三月奈良県告示第五百六十七号の事業地のうち三宅町大字伴堂字坂口並びに大字石見字西コハ子、字東コハ子、字念佛田、字大君、字塚尻、字高田及び字東大塚地内を事業地に加える。